2型奨学会

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

学院」に在学中の

希望する皆さん

(スカラネット入力下書き用紙在中)

愛学金 返還は どうなるの? 制度って? 申込時期は いつ?

無利子貸与型奨学金

種 奨 学

〔定期採用・緊急採用〕

有利子貸与型奨学金

- 種 奨 学
- ■入学時特別増額貸与奨学金

〔定期採用・応急採用〕

ホームページアドレス http://www.jasso.go.jp/







月 次

	ページ	
はじめに・・・・・	3	奨学金申込みから採用後までの流れ
第1部 日本学生支援機構の奨学金制度の概要 (貸与型)…		★奨学金の申込みは、在学する学校の奨学金担当窓口(以下に
1. 奨学金(貸与型)の対象者	4	校」という)を通して行います。
2. 奨学生採用の種別		募集(機構▶学校▶学生)
3. 貸与期間		券未(版件) テ収 → ナエ)
4. 奨学金の種類と貸与金額		
5. 奨学金の交付		申込み・書類提出(本人▶学校)
6. 利率について		※「緊急採用(無利子)」、
7. 元利均等返還について		「応急採用(有利子)」に
8. 保証制度		随時申込みができます。
(ア) 機関保証制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		学内選考
(イ) 人的保証制度		•
9. 特に優れた業績による返還免除		推薦(学校▶機構)
10. 返還方式		12 mil (3 12 mil)
11. 個人信用情報機関の登録と利用等についての同意	11	
		日本学生支援機構選考
第2部 関係資料		~
資料1 奨学金の返還(月賦返還の例)		採用の決定・通知(機構▶学校▶本人)
資料2 機関保証制度の保証料(目安)		
資料3 機関保証制度の「保証委託約款」		
資料4 個人信用情報の取扱いに関する同意条項		「返還誓約書」の提出(本人▶学校▶機構)
資料5 奨学金の返還を延滞した場合	·····17	•
hh 0 + 2 + + + +		振込み
第3部 募集要項等	18	11107
		•
第4部 申込手順等		修了(貸与終了)
I. 申込手順······		•
I. 収入に関する証明書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		, m
Ⅲ、収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領		返還
Ⅳ. スカラネットによる申込み	25	
	00	
第5部 奨学金の貸与開始~返還		
I. 採用時の手続き		
Ⅱ. 奨学金貸与中の手続き・注意事項		
Ⅲ. 貸与終了後の返還	31	
◆綴込用紙(16~17ページの間に挟み込んでいます。)		
【用紙①】「スカラネット入力下書き用紙」		
【用紙②】「収入計算書」		

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」**(日本ベリサイン社)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の「SSL」(セキュア・ソケット・レイヤー:暗号通信)方式を採用することによって、現在インターネット通信技術で最も高度なセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」:

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

はじめに 奨学金を希望する皆さんへ

日本学生支援機構(以下「機構」という)の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持っ た学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。 この冊子をよく読み、奨学金の貸与を受けようと思った場合は、申込から貸与・返還に至るまでの手続きを正しく行っ てください。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

★奨学金の貸与を申し込む機会は、次のとおりです。

予約採用……進学する前に貸与を申し込みます。

在学採用……進学後に貸与を申し込みます。

この冊子では、返還の必要がある奨学金(借入金)の在学採用について説明しています。



1 奨学金(借入金)について

機構が貸与する奨学金には次の種類があります(4ページ参照)。

- 1. 第一種奨学金(無利子)
- 2. 第二種奨学金(有利子)
- 3. 入学時特別增額貸与奨学金(有利子)

機構の奨学金(借入金)を申し込む際に、知っておいて欲しい点をいくつか説明します。

- (1) 貸与型奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける 必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

【本当に必要な金額?借りすぎに注意!】

- (3) 奨学金の貸与を受ける(申込みをする)のは学生・生徒本人です。返還義務は本人にあります。
- (4) 奨学生が学校を卒業してから返還するお金が、次の世代の奨学金として使われます。奨学金は、先輩から 後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて割賦金額を減額して返還期間を延長 する制度や返還期限を猶予する制度等があります。
- (6) 入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。希望者は、入学(編入学)時の1回に限り必ず第一 種奨学金または第二種奨学金とあわせて申し込みます。
- (7) 奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

2 本冊子の構成及び申込手続きについて

本冊子は第1部~第2部(4ページ~17ページ)において、本機構の奨学金(借入金)の制度及び関係資料を 記載しています。奨学金(借入金)を利用しようと考えている皆さんに、どのような制度なのかを紹介していま

奨学金の申込みを行おうと思ったら、第3部~第5部(18ページ~31ページ)の募集、申込、採用、返還の 手続きの説明をよく読んで理解したうえで、在学している学校の奨学金窓口を通して申込手続きを行ってくださ い。申込みに基づく学校からの推薦を受けて、機構が選考のうえ、採用の可否を決定し、学校を通じて通知しま す。

第1部

日本学生支援機構の奨学金制度の概要 (貸与型)

1 奨学金(貸与型)の対象者

平成29年度に国内の大学院に在学している人が対象です。

2 奨学生採用の種別

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の2種類があり、募集時期が異なります。それぞれの 採用において、3種類の奨学金(貸与型)があります。なお、入学時特別増額貸与奨学金の貸与は入学(編入学)時の1 回に限り、第一種奨学金・第二種奨学金のどちらか(または両方)と同時に申し込むことが必要です。

●定期採用

原則、毎年4月に学校で奨学生の募集を行います。申込締切日は学校で定めています。

奨学金の種類	貸与の方法	貸与始期(注1) (いつから)	貸与終期 (いつまで)
第一種奨学金【無利子】	毎月振込	平成29年4月	卒業予定期
第二種奨学金【有利子】	毎月振込	平成29年4月~9月の間で 希望する月(注2)	卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金 【有利子】	一時金 (1回だけ振込)		

- (注1) 休学、留年(休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く)、留学に相当する期間を貸 与始期とすることはできません。
- (注2) 入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、入学年月とする 必要があります。

●緊急採用・応急採用

家計支持者(本人。配偶者がいるときは本人及びその配偶者等)の失業、破産、事故、病気、死亡等または震災、風 水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とするものです。

随時募集を行っていますので学校に相談してください(ただし、家計が急変してから12か月以内に申し込む必要があ ります)。

奨学金の種類	貸与の方法	貸与始期(注1)、(注2)、(注5) (いつから)	貸与終期 (いつまで)
緊急採用(第一種奨学金)【無利子】	毎月振込	家計急変の事由が発生した月 ~平成30年3月の間で希望する月	平成30年3月 (注4)
応急採用(第二種奨学金)【有利子】	毎月振込	家計急変の事由が発生した月(注3) ~平成30年3月の間で希望する月	卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金 【有利子】	一時金 (1回だけ振込)		

- (注1) 休学、留年(休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く)、留学に相当する期間を貸 与始期とすることはできません。
- (注2) 家計急変の事由が発生した月が平成29年4月より前の場合は、家計急変の生じた月までさかのぼることができま す。ただし、平成29年度入学者は、入学月までしかさかのぼることができません。
- (注3) 家計急変の事由が発生した月が平成29年5月以降の場合は、<u>応急採用(第二種奨学金)に限り</u>、平成29年4月 までさかのぼることができます。
- (注4) 所定の期限内に願い出た場合は翌年度末まで継続が可能となります。さらに、毎年手続きをすることで卒業予定 期まで継続が可能です。
- (注5) 入学時特別増額貸与奨学金を緊急採用・応急採用と同時に申し込む場合、貸与始期は入学年月とする必要があり ます。

3 貸与期間

貸与期間は、原則として4ページ「 2 奨学生採用の種別」の定期採用及び緊急採用・応急採用の表に示されてい る貸与始期から貸与終期までです。

ただし、過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分(下表[大学院の課程の区分]参照)で、新たに同じ種類の 奨学金(第一種または第二種)を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みできない場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、現に在学する学校の修業年限に達するまで再度、奨学金の貸与を受けること ができます(以下「再貸与」という)。

奨学金の種類	再貸与の要件	備考
第一種奨学金		第一種奨学金の再貸与を希望する場合は、別途再貸与 に係る申請書の提出が必要となります。詳しくは、学 校に確認してください。
第二種奨学金	各々の学校区分において 一回限り	

[大学院の課程の区分]

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程(法科大学院を含む)、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程(4年制)については、博士医・歯・薬・獣 医学課程として取扱います。

※長期履修学生について

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望 する長期履修学生の貸与期間については、以下のとおりです。

- ●第一種奨学金:その在学期間にかかわらず、通常課程の標準修業年限に該当する期間を最長とします。
- ●第二種奨学金:採用後に所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長す ることができます。

4 奨学金の種類と貸与金額

貸与金額については下記のとおりです。

(平成29年度入学者の場合)

奨学金の種類	谷与の古汁	大学院の課程の区分(上記の表を参照)			
- 突子並の程規 -	貸与の方法	修士課程相当	博士課程相当		
第一種奨学金	口安石	50,000円 88,000円	80,000円 122,000円		
第二種奨学金	月額	50,000円 80,000円 100,00	00円 130,000円 150,000円		
入学時特別増額貸与奨学金	一時金	100,000円 200,000円 300,0	000円 400,000円 500,000円		

(1) 第一種奨学金

●利息:無利子の奨学金です。貸与終了後に返還することが必要です。

●貸与月額:上記の表の金額が毎月貸与されます。大学院の課程の区分に応じた金額を選択します。

●学力基準及び家計基準:19ページ参照

(2) 第二種奨学金

●利息:有利子の奨学金です。貸与終了後、利息を含めて返還することが必要です。

●利率の算定方法:基本月額の利率、増額貸与利率については6ページ参照。

●貸与月額:上記の表の金額のいずれか1つを申込時に選択します。法科大学院において月額15万円を選択した場合、

さらに月額4万円または7万円の増額貸与を選択することができます。

●学力基準及び家計基準:19ページ参照

併用貸与について

経済状況等により、「第一種奨学金」と「第二種奨学金」両方の貸与を受けることができます(これを「併用貸与」という)。この場合は、第一種奨学金の学力基準を満たしていることに加えて、年収・所得額の上限について第一種奨学金よりさらに低い家計基準を満たす必要があります。

併用貸与は、貸与総額(返還総額)が多額になりますので、本当に併用貸与とする必要があるかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

(3) 入学時特別增額貸与奨学金(一時金)

●貸与要件:「国の教育ローン」を利用できなかった人

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫(以下「公庫」という)の「国の教育ローン」に申込みを行い、公庫が定める申込みの要件(22ページ参照)を満たしたうえ、公庫の審査の結果、融資を断られた場合のみ、機構の入学時特別増額貸与奨学金を利用することができます。貸与を受ける場合には、機構が定める書類を提出する必要があります。機構が定める要件に合致する場合は、入学時特別増額貸与奨学金に係る書類の提出は免除されます(22ページ参照)。

- ●申込:第一種奨学金・第二種奨学金のどちらか(または両方)と同時申込みとなります。入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。申込みは1年次入学(編入学者は編入学年次)時の1回に限ります。なお、同時に申込む第一種・第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要があります。
- ●利息:有利子の奨学金です。貸与終了後、利息を含めて返還する必要があります。

5 奨学金の交付

奨学金は、申込者が指定した金融機関の普通預金口座(ゆうちょ銀行は通常貯金口座)に、原則として1か月分ずつ振り込まれます。申込時に申込者本人名義のゆうちょ銀行、日本国内の銀行、信用金庫、労働金庫または信用組合(一部を除く)の普通(総合)口座が必要です。(信託銀行、農協、新生銀行、外資系銀行(シティバンク銀行等)、ネットバンク(あおぞら銀行・セブン銀行等)、海外金融機関等は指定できません。また、インターネット支店も指定できません。)。

6 利率について

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。

- ① 利率固定方式:貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
- ② 利率見直し方式:貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります。(将来、市場金利が上昇(下降)した場合は、貸与終了時の利率より高い(低い)利率が適用されます。)
- ※1 貸与終了時に決定した利率とは、機構が奨学金交付のために借入した資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です(財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します)。 ※2 借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

(2) 増額貸与利率の算定方法

①法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、②入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の利率は、基本月額に係る利率と増額部分に係る利率(以下「増額貸与利率」という)を加重平均して決定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

●基本月額に係る利率:「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します(どちらも年3.0%が 上限です)。

●増額 貸 与 利 率:原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします(財政融資資金の利率が43.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます)。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」(所定の用紙)を学校を通じて提出してください。人的保証を選択した人は、連帯保証人及び保証人の自署・押印(実印)、及び「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

この変更期限は年度によって異なります。貸与が終了する年度の4月以降、学校へお問い合わせください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合は、貸与が終了する月の前月までに学校を通じて変更の手続きをしてください。

利率の算定方法を変更できない場合

- 諸事情により奨学金の振込を保留している間または休学や停止の事由により奨学金の振り込みを止めてい る間
- 「人的保証から機関保証への変更」の手続き中の場合
- ③ 貸与期間が終了している場合
- 第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金に採用された場合の入学時特別増額貸与奨学金(入学時特別増額 貸与奨学金は原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれ、その時点で利率及び利率の算定方法が確定する

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替(リレー 口座)加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

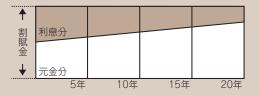
| 元利均等返還について

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、毎回の返還額(割賦元金・残 元金に対する利息・据置期間利息の分割額の合計額) は定額です(最終回は端数の調整があります)。

(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、割賦金は一定です。

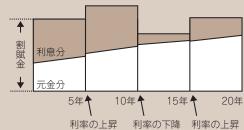
[定額返還方式による最長20年間で返還する場合]



(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、割賦金が増減します。

[定額返還方式による最長20年間で返還する場合]



- (注1)上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。
- (注2) 利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

| 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申 込時に選択することが必要です。なお、どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を 負うことに変わりはありません。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。
※一定の保証料の支払いが必要です。	※必要な書類を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

(ア)機関保証制度

(1) 制度の概要

保証機関(協会)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必 要です(原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、協会に支払います。)。このほか、本機構があなた と連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があり ます。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名しても らう必要があります。保証委託約款は15ページを参照してください。

詳しくは協会のホームページ(http://www.jees.or.jp/)もご覧ください。

(2) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学金は貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えをもたないようにし てください。

保証機関(協会)があなたに代わって返済した場合、保証機関(協会)はあなたにその金額(奨学金の未返済額及び 延滞金等)を一括請求します。また、請求に応じない場合は、法的措置(財産、給与の差し押さえ等)が執られます。

(3) 保証範囲と保証期間

保証範囲は、元金、利息(第二種奨学金のみ)及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関(協会)は、第一回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

(4) 保証料

保証料の月額は、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。保証料(目安)は、13~14ページ「資料2」機関保証制度の保証料(目安)」を参照してください。奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関(協会)からお返しする場合があります。

- ①全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ②一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座または奨学金返還時の振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

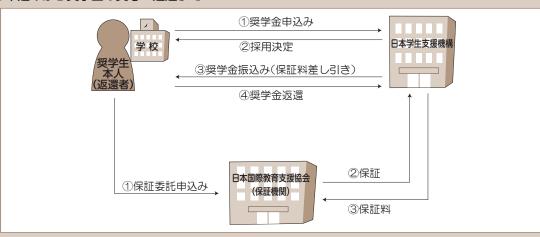
(6) 保証機関(協会)による保証債務の履行(代位弁済)

指定された期日までの返還が滞った場合(返還期限猶予は除く)、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関 (協会)があなたに代わり機構へ債務を弁済します(保証機関(協会)は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します)。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関(協会)が代位弁済を行った後は、あなたが保証機関(協会)に対して原則一括で代位弁済額を返済することになります。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。

なお、特別な理由がある場合には、保証機関(協会)は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

(7) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関(協会)に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関(協会)が債務の保証をし、機構が採用決定をします。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書」の 提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。 奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関(協会)に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

(イ) 人的保証制度

(1) 制度の概要

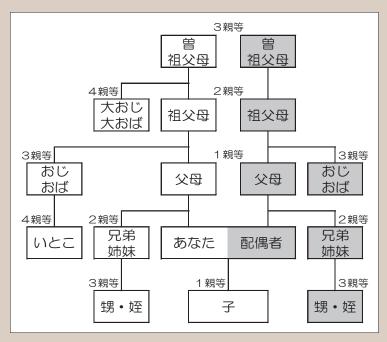
連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。必ず事前に、連帯保証人及び保証人となる人から引き受けることの承諾を得てください。必要な書類(詳しくは29ページ「連帯保証人・保証人の必要書類」)を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。事前に承諾を得る際に、書類提出の可否を確認してください。

(2) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人 【原則、父母】

次の条件のすべてを満たす人を選任してくださ 610

- (1) 原則、あなたの父母。父母がいない場合は、 4親等以内の親族(※)。あなたが未成年者の場 合は、あなたの親権者(親権者がいない場合 は未成年後見人)。
- (2) あなたの配偶者・婚約者は選任できません。
- (3) 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の方 は選任できません。
- (4) 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあな たが満45歳を超える場合は、その時点で60 歳未満の方でなければ選任できません。
- ②保証人 【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】 次の条件のすべてを満たす人を選任してくださ 610
- (1) 父母以外の方。
- (2) あなた及び連帯保証人と別生計の方。
- (3) 連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。
- (4) 4親等以内の親族の方。(※)
- (5) 返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点 で65歳未満の方。(※)
- あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 (6)
- (7) 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の方 は選任できません。
- (8) 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあな たが満45歳を超える場合は、その時点で60 歳未満の方でなければ選任できません。



4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は選 任できません(①-(2)、②-(6))。

※)代替要件について

連帯保証人については「4親等以内の親族」(①-(1))、保証人については「4親等以内の親族」(②-(4)) または「65歳未満」(② -(5)) の条件だけを満たさない場合、「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる方」であれば選任がで きます。

具体的には29ページに記載の条件A~Cのいずれか1つ以上を満たす方であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返 還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その方の収入・所得や資産に関する証明書類に より基準を満たすことを確認してください。

《保証の変更について》

変更内容		为容	説明
	機関保証	→ 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
	人的保証 —	→ 機関保証	人的保証から機関保証への変更については、返還方式を「定額返還方式」から「所得連動 返還方式」に変更する場合のほか、連帯保証人または保証人の死亡・破産等やむを得ない 事情が生じた場合で、代わりの連帯保証人または保証人を選任することが困難なときに認 められる場合があります。手続きは学校を通じて行います。ただし変更する場合は、貸与 始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、 毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。なお、あなたが債務整理(破 産・民事再生等)を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。

9 特に優れた業績による返還免除

- (1) 大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場 合に、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。 学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツ・ボランティア活動等における めざましい活躍または高い評価等を含めて総合的に評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としていま す。
- (2) 学生に博士課程進学のインセンティブを付与し、給付的効果を充実するため、大学院入試の結果等に基づき、大学 院博士課程に進学し第一種奨学金の貸与を受ける学生(海外留学支援制度の「大学院学位取得型」及び「協定派遣」 は対象外)においては、奨学生採用決定時に返還免除の内定を受けることができる制度があります。 ただし、貸与期間中に「停止」または「廃止」の処置を受ける等、返還免除を行う者として適当でないと認められ た場合は、返還免除の内定を取り消します。

10 返還方式

(1) 返還方式の種類と内容

平成29年度に第一種奨学金の貸与を受ける者より、「定額返還方式」と「所得連動返還方式」どちらかの返還方式を 選択してください。

《第一種奨学金》

どちらか選択・

定額返還方式(従来と同様) 学生時代に借りた金額に応じて、 自動的に返す月額が決定。 一定額を返還 例 月額: 12,571円(14年間) 返還月額 [円] 30,000 25,000 12,571円 (14年) 20,000 15,000 10,000 5.000

200 300 400 500 600

所得連動返還方式 年収に応じて返す月額が決定 年収に応じた月額 年収:200万円 → 月額:約 4,700円 **例** 年収:300万円 → 月額:約 **8,900**円 年収:400万円 → 月額:約 13,500円 返還月額 30,000 18,500⊞ 25,000 13,500円 20,000 8,900⊞ 4,700円 15,000 最低返還金額 2,000円 10,000 5.000 0 0 100 200 300 500 600

●返還方式の種類と内容

	定額返還方式	所得連動返還方式
導入年度	従来の返還方式	平成29年度以降
選択可能な奨学金の種類	 第一種奨学金を申し込む方は、所得連動返還方式または定額返還方式のいずれか一つを選択できます。 第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金を申し込む方は、全員「定額返還方式」が適用されます。 	第一種奨学金のみ選択が可能です(第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金は対象外です)。
保証制度	機関保証制度または人的保証制度のいずれかを選択します。 ※第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与として申し込む場合は、保証制度を同一とする必要があります	所得連動返還方式を選択した場合は、保証制度は必ず機関保証制度となります(人的保証制度は選択できません)。 ※併用貸与または併願として申し込む場合の第二種奨学金については、機関保証制度または人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※併願とは:第一種奨学金が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望すること
個人番号(マイナンバー)の提出	不要です。	必要です。なお、提出方法は、学校の説明に従って行ってください。
返還額の算出	貸与総額に応じて月々の返還額が算出され、返還 完了まで定額で返還する制度です。	前年の所得に応じてその年の毎月の返還額が決まります(「課税対象所得」×9%÷12)。所得の変動に応じて毎月の返還額が変動し、返還期間も変動します。ただし、初年度の返還月額は、定額返還方式による返還月額の半額とし、それでもなお返還が困難な場合は申請により月額2,000円まで減額できることとする予定です。(注)
割賦方法	返還誓約書にて「月賦返還」または「月賦・半年 賦併用返還」のいずれかを選択します。(29ページ(4)参照)	年収に応じて算出された返還額を返還します (「月賦・半年賦併用返還」は選択できません)。
返還困難な場合	返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能です。	返還期限猶予制度のみ利用可能(減額返還制度は利用できません)。

(注)所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間 の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。

(2) 返還方式の変更

変更内容		説明
定額返還方式 → 所得連動返	還方式	・第一種奨学金のみ、「所得連動返還方式」へ変更することができます(第二種 奨学金、入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」のみです)。 ・貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 ・なお、人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同 時に行うことが必要です。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。 ・個人番号(マイナンバー)の提出が必要です。 ・月賦返還以外を選択していた場合は月賦返還に変更されます。
所得連動返還方式 → 定額返	還方式	貸与中のみ変更できます(貸与終了後は変更できません)。

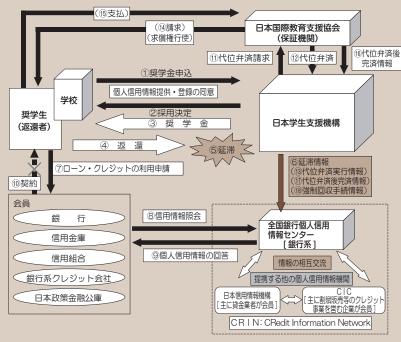
┃個人信用情報機関の登録と利用等についての同意

奨学金申込時に、「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については16ページをご 覧ください。また、個人信用情報機関(※)への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができ ません。

- (1) 返還開始から6か月経過後、延滞3か月以上の場合に登録の対象となります。
- 奨学金の対象者全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。 (2)
- 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報 として更新されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなく なる場合があります。
- ※個人信用情報機関とは…会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報であ る契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会 に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】

※機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。



1. 申込み~採用決定、振込み

- ①奨学金申込み(個人信用情報機関(含む提携個人信用情報機関) への情報提供についての同意が必須となる)
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み
- 2. 返還開始~延滞発生
 - ④返還開始
 - ⑤ 延滞発生
 - ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録(返還開始6か月経過後 に延滞3か月)
- 3. 返還者(個人信用情報機関に延滞者として登録中)がクレジット カードの利用申請~契約不可

⑦クレジットカードの利用申請

- 8会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約拒否
- 4. 機関保証制度加入者の例(代位弁済実行~代位弁済実行後完済)
 - ①代位弁済請求
 - 12代位弁済
 - ⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
 - 個保証機関(協会)から返還者への請求
 - ⑮返還者から保証機関(協会)への支払い
 - 16完済の場合に代位弁済後完済情報を機構へ
 - ⑪機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ
- 5. 人的保証制度加入者の例
 - 18強制回収手続情報の登録

第2部 関係資料

資料1 奨学金の返還 (月賦返還の例)

1 第一種奨学金(4月から貸与を始める場合)

◆第一種奨学金 平成29年度大学院入学者

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	定額	返還方式	所得連動返還方式
		貝士力奴	以这是心的	月賦返還額	返還回数(期間)	返還金額と回数
	50,000円	24か月	1,200,000円	8,333円	144回(12年)	
修士課程	50,000円	36か月	1,800,000円	11,538円	156回(13年)	
沙上沫性	88,000円	24か月	2,112,000円	12,571円	168回(14年)	貸与終了後の収入に
	88,000円	36か月	3,168,000円	14,666円	216回(18年)	応じて返還月額・返還回数が変わります。
	90.000M	36か月	2,880,000円	15,000円	192回(16年)	遠回数が変わりより。 返還月額二「課税対
博士課程	80,000円	48か月	3,840,000円	16,000円	240回(20年)	象所得×9%」÷12
	│ 122.000円├┈┈	36か月	4,392,000円	18,300円	240回(20年)	
		48か月	5,856,000円	24,400円	240回(20年)	

2 第二種奨学金(4月から貸与を始める場合)

- ●定額返還方式の例
- ◆第二種奨学金

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率0.16%(※)の場合		《参考》利率3.0%(上限)の場合		- 返還回数(期間)
貝子力領			返還総額(元金+利息)	月賦返還額	返還総額(元金+利息)	月賦返還額	区域自然(期间)
	24か月	1,200,000円	1,212,507円	8,420円	1,448,002円	10,055円	144回(12年)
50,000円	36か月	1,800,000円	1,820,239円	11,668円	2,202,404円	14,117円	156回(13年)
	48か月	2,400,000円	2,430,870円	13,504円	3,018,568円	16,769円	180回(15年)
	24か月	1,920,000円	1,941,594円	12,445円	2,349,227円	15,059円	156回(13年)
80,000円	36か月	2,880,000円	2,919,400円	15,204円	3,672,102円	19,125円	192回(16年)
	48か月	3,840,000円	3,904,917円	16,270円	5,167,586円	21,531円	240回(20年)
	24か月	2,400,000円	2,430,870円	13,504円	3,018,568円	16,769円	180回(15年)
100,000円	36か月	3,600,000円	3,660,831円	15,253円	4,844,592円	20,185円	240回(20年)
	48か月	4,800,000円	4,881,176円	20,338円	6,459,510円	26,914円	240回(20年)
	24か月	3,120,000円	3,167,691円	14,665円	4,087,467円	18,923円	216回(18年)
130,000円	36か月	4,680,000円	4,759,148円	19,829円	6,297,973円	26,242円	240回(20年)
	48か月	6,240,000円	6,345,570円	26,439円	8,397,410円	34,988円	240回(20年)
150,000円	24か月	3,600,000円	3,660,831円	15,253円	4,844,592円	20,185円	240回(20年)
	36か月	5,400,000円	5,491,325円	22,880円	7,266,917円	30,279円	240回(20年)
	48か月	7,200,000円	7,321,817円	30,507円	9,689,270円	40,372円	240回(20年)

※ 平成28年3月貸与終了者の利率(利率固定方式)

◆第二種奨学金 法科大学院で増額貸与を受けた場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率0.16% 増額部分0.36		《参考》基本部分3.0% 增額部分(3.2%		返還回数(期間)
			返還総額(元金+利息)	月賦返還額	返還総額(元金+利息)	月賦返還額	
190,000円	24か月	4,560,000円	4,657,564円	19,406円	6,160,586円	25,668円	240回(20年)
190,0001	36か月	6,840,000円	6,986,408円	29,110円	9,240,909円	38,503円	240回(20年)
220.000	24か月	5,280,000円	5,405,121円	22,521円	7,147,526円	29,781円	240回(20年)
220,000円	36か月	7,920,000円	8,107,742円	33,782円	10,721,397円	44,672円	240回(20年)

※ 平成28年3月貸与終了者の利率(利率固定方式)

- (注1) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。
- (注2) 所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります(最低返還月額は2,000円)。

資料2 機関保証制度の保証料(目安)

1 第一種奨学金

区分	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
修士•博士前期課程	50,000	24	1,200,000	144	1,785
専門職大学院課程(2年課程)	88,000	24	2,112,000	168	3,593
専門職大学院課程(3年課程)	50,000	36	1,800,000	156	1,886
寺门城八子院旅往(5中旅柱)	88,000	30	3,168,000	216	4,380
12 1 12 1 10 HD=H1D	80,000	36	2,880,000	192	3,607
博士•博士後期課程	122,000	30	4,392,000	240	6,623
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000	40	3,840,000	240	4,277
以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以	122,000	48	5,856,000	240	6,523

(注) 一貫制博士課程は、修士・博士前期課程、博士・博士後期課程に準じます。

区分	貸与額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
	100,000	1	100,000	36	1,038
	200,000	1	200,000	72	4,036
入学時特別増額貸与奨学金	300,000	1	300,000	84	7,017
	400,000	1	400,000	120	13,124
	500,000	1	500,000	120	16,405

2 第二種奨学金

区分	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
	50,000	24	1,200,000	144	1,884
		36	1,800,000	156	1,999
	50,000	48	2,400,000	180	2,246
		60	3,000,000	204	2,478
		24	1,920,000	156	3,247
	80,000	36	2,880,000	192	3,869
	80,000	48	3,840,000	240	4,657
		60	4,800,000	240	4,586
		24	2,400,000	180	4,630
	100,000	36	3,600,000	240	5,911
		48	4,800,000	240	5,822
大学院全課程		60	6,000,000	240	5,733
八子即上亦作	130,000	24	3,120,000	216	7,101
		36	4,680,000	240	7,684
		48	6,240,000	240	7,568
		60	7,800,000	240	7,452
		24	3,600,000	240	9,001
	150,000	36	5,400,000	240	8,866
	130,000	48	7,200,000	240	8,733
		60	9,000,000	240	8,599
(注)大学院の貸与月額19万円	190,000	24	4,560,000	240	11,415
及び22万円は、法科大学院で、 貸与月額15万円に4万円また	(15万+4万)	36	6,840,000	240	11,244
は7万円の増額貸与を希望する	220,000	24	5,280,000	240	13,226
場合に限ります。	(15万+7万)	36	7,920,000	240	13,026

第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金(30万円を選択した場合)

区分	入学時 特別増額貸 与額(円)	貸与月額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)	入学時特別 増額分保証 料額(円)
			24	1,500,000	156	2,031	12,186
		50,000	36	2,100,000	180	2,281	13,689
			48	2,700,000	180	2,247	13,482
			60	3,300,000	228	2,740	16,440
			24	2,220,000	168	3,479	13,047
		80,000	36	3,180,000	216	4,306	16,149
		30,000	48	4,140,000	240	4,659	17,472
			60	5,100,000	240	4,588	17,205
	300,000	130,000	24	2,700,000	180	4,632	13,896
			36	3,900,000	240	5,913	17,739
			48	5,100,000	240	5,823	17,469
 大学院全課程			60	6,300,000	240	5,735	17,205
八子四三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			24	3,420,000	240	7,805	18,012
			36	4,980,000	240	7,686	17,739
			48	6,540,000	240	7,569	17,469
			60	8,100,000	240	7,454	17,202
			24	3,900,000	240	9,006	18,012
(注) 土光時の後月日		150,000	36	5,700,000	240	8,869	17,739
(注)大学院の貸与月 額19万円及び22		130,000	48	7,500,000	240	8,734	17,469
万円は、法科大学			60	9,300,000	240	8,601	17,202
院で、貸与月額		190,000	24	4,860,000	240	11,419	18,030
15万円に4万円または7万円の増		(15万+4万)	36	7,140,000	240	11,246	17,757
額貸与を希望する		220,000	24	5,580,000	240	13,228	18,039
場合に限ります。		(15万+7万)	36	8,220,000	240	13,028	17,766

(特記事項)

- ① この保証料は、平成29年1月現在の保証料月額であり目安です(第二種奨学金の基本月額に係る貸与利率については 上限である年3%、増額部分の利率は年3.2%で貸与された場合として算出されたものです)。第一種奨学金については、 平成29年1月現在、保証料月額の引き下げが検討されています。最新の情報は、日本学生支援機構のホームページでご 確認ください。
- ② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③ 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に支払います。
- ④ 入学時特別増額貸与奨学金分の保証料は、この奨学金が交付されるときの1回払いとなります。

機関保証制度の「保証委託約款」 資料3

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から 奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下 「協会」という。)に保証を委託します。

(保証の範囲)

- 第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書(兼 個人信用情報の取扱いに関する同意書),確認書兼個人信用情報の取扱いに 関する同意書等(以下「返還誓約書等」という。)により締結する奨学金貸 与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の 債務(以下「奨学金返還債務」という。)とします。
- 2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了 までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間 が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約 款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務につ いては、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

- 第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める 保証料算出方法による保証料(以下「所定の保証料」という。)を協会の定 める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所 定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、こ の場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点 で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものと します。ただし、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第二種奨 学金(海外)の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料 を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出 及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。
- 2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、 協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保 証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。
- 3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を 受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保 証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に 支払うものとします。
- 4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定 める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了ま での間において私が延滞した場合は、協会は返戻しないことがあるものとし ます。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返 戻に要する経費を差し引いた額とします。
- (1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、奨学金貸 与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日(貸与終了後 に機関保証に加入した者については、当該加入時における最終の返還期日と なるべき日)前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。
- (2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。
- (3) 私が、保証料の過払いをしたとき。
- (4) 違算により保証料の過払いがあったとき。
- 5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入 金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡 による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証 料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の 交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

- 第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変 更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。
- 2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延 着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到 達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、 信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

- 第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構 から保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)を求められた場合には、 協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書 の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場 合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。
- 2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金 貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行 使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

- 第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条 第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要 した費用を直ちに協会に返済します。
- 2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った 日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべ き金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。 この場合の遅延損害金の計算方法は,年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

- 第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項 に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。
- (1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
- (2) 高等専門学校, 大学, 大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
- (3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。
- 2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。
- (1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
- (2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続 するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとしま す。ただし,第3号又は第5号に該当するときは,協会が更に延長する必要 を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

- 第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、 その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務 の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。
- 2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債 務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けること ができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会 の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会 に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定する ものとします。

(仮済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債 務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法に より充当することができるものとします。

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異 議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、 直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の 手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判 所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示,訂正及び削除)

- 第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示する よう請求できるものとします。
- 2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかに なった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等 又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し 返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から 機構に提供することに同意します。

(注)本約款は平成29年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おき下さい。

資料4 個人信用情報の取扱いに関する同意条項

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機構がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を 含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、 完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び 本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
- 3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。
 - ①機構が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

- ②同機関と提携する個人信用情報機関
 - (株) 日本信用情報機構

http://www.jicc.co.jp

(株) シー・アイ・シー

http://www.cic.co.jp

左記の個人信用情報機関では、 本書面の書き方を含め奨学金に 関するご質問にはお答えできま せん。

(代位弁済後の情報提供について)

- 4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。
- (注)全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報同意 条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

奨学金の返還を延滞した場合 資料5

奨学金の返還を延滞した場合

延滞の発生

○ 延滞金が賦課されます。 (31ページ参照)



- 本人へ請求します。
- 連帯保証人・保証人へ請求します (人的保証に限る)。
- 機構が委託した債権回収会社 (サービサー)*1 が電話に よる督促をします。
- 本人以外の連絡先に本人の住所等を照会します (機関保証に限る)。

返還の督促

- 。 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社 (サービサー)*1 が、本人、連帯保証人および保証人に対し奨学金の回収を行います。
- 自宅・勤務先に訪問する場合があります。
- 延滞3か月以上の場合、個人信用情報機関*2 に本人の 個人情報を登録します。(詳細は11ページ参照)

奨学金の貸与が終了すると、その翌月か ら数えて7か月目に返還が始まります(3) 月終了の場合、10月)。貸与が終了する際 は、所定の返還手続き(31ページ参照) を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学す る場合、傷病や経済困難等により返還が困 難となった場合には、救済制度(31ペー ジ参照)の利用を検討する等、延滞となら ないよう注意してください。

機関保証の場合

(保証料を支払っている場合)

機構からの一括返還請求

督促にも係わらず返還に応じない場合は、 返還期限が到来していない分を含め、返 環未済額の全額、利息(第二種奨学金に 限る) および延滞金を請求します。 (「期限の利益の喪失」) *4

代位弁済請求

機構から保証機関((公財)日本国際教育支 援協会)に対し、返還未済額の全額、利息 (第二種奨学金に限る)および延滞金につ いて請求を行います。

保証機関からの請求・督促※5

代位弁済がなされた場合、(公財)日本国際 教育支援協会から、代位弁済額の一括請 求を行います。(求償権の行使)

強制執行

返済に応じない場合は、(公財)日本国際教 育支援協会が強制執行にいたるまでの法 的措置を執り、給与や財産を差し押さえ ます。*5

人的保証の場合

(連帯保証人・保証人を立てている場合)

一括返還請求 (支払督促申立予告)

- 督促にも係わらず返還に応じない場合は、 返還期限が到来していない分を含め、返 還未済額の全額、利息(第二種奨学金に 限る) および延滞金を請求します。 (「期限の利益の喪失」)**4
- また、同時に支払督促申立の予告を行い ます。

支払督促申立

民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促 の申立をします。

仮執行宣言付支払督促申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない 場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促 の申立をします。

強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもな お返還に応じない場合は、強制執行の手 続きを執り、給与や財産を差し押さえま

裁判所を通. た法的 措置 **※**

3

- ※ 1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権 管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サ ービサー」と呼ばれるものです。
- ※ 2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンや クレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に 関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業 務を行う機関です。
- ※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。
- ※ 4 期限の利益とは…期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のこと をいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されること はありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・ 利息(第二種奨学金に限る)・延滞金の全額を一括返還請求されます。
- ※ 5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応するこ とになります。

募集要項等

1 募集時期

第3部

原則、毎年4月に学校で奨学生の募集を行います。申込締切日は学校で定めているため、在学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2 申込資格

平成29年度に国内の大学院の修士・博士前期課程、専門職大学院課程(法科大学院を含む)、博士・博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程に進学を希望する人で、高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、必ず下記①~④の記載内容をよく読み、申込資格があるか確認をしてください。

①休学・留年・留学中の方

休学、留年(休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く)、留学に相当する期間は申込みできません。

②過去に奨学金の貸与を受けたことがある方

新たに奨学金を希望するにあたり、過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書を提出していない方、また奨学金の返還を延滞している方は、速やかに必要な手続きを行ってください。万一申込後、過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が提出されていないこと、または奨学金の返還が延滞中であることが判明した時は、不採用または採用を取り消される場合があります。

③外国籍の方

外国籍の人は次の表のとおり申込資格に制限があります。在留資格の記載がある書類を在学する学校へ提示のうえ、 申込資格を満たしているか確認してください。

奨学生として採用されたとしても、申込資格が無いことが判明した時点で奨学金の振込を停止して採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

申込資格	在留資格(※1)				
あり	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(※2)				
	1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道				
+.	2 高度専門職、経営·管理、法律·会計業務、医療、研究、教育、技術·人文知識·国際業務、企業内転勤、 興行、技能、技能実習				
なし	3 文化活動、短期滞在				
	4 留学、研修、家族滞在				
	5 特定活動				

- ※1 在留資格は「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」によるものです。
- ※2 「定住者」であっても、将来永住する意思のない人は、申込資格がありません。

④債務整理中の方

債務整理中の方は申し込みできません。

3 申込基準

学校の選考委員会等が人物・健康・学力・家計の申込基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、機構に 推薦します。機構ではこの推薦を受けて審査を行い、奨学生として採用を決定します。なお、基準を満たしていても、 予算の関係で採用されない場合があります。

(1) 学力基準

区分	第一種奨学金	第二種奨学金
修士・博士前期課程専門職大学院課程	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる人	①、②のいずれかに該当する人 ①大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる人 ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人
博士・博士後期課程博士医・歯・薬・獣医学課程	大学・大学院における成績が特に優れ、 将来、研究者として自立して研究活動 を行い、またはその他の高度に専門的 な業務に従事するに必要な高度の研究 能力を備えて活動することができると 認められる人	①、②のいずれかに該当する人 ①大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められる人 ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人

(2) 家計基準

本人及び配偶者(配偶者は定職収入がある場合のみ)の平成28年分(1~12月)の収入金額(※1)が、収入基準 額以下であることが必要です。なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の[参考]給与所得控除をしたう えで、本人の収入金額と合算します。

収入基準額						
第一種奨学金※2		第二種	奨学金	併用(第一種・第二種)		
修士·博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・ 獣医学課程	修士•博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・ 獣医学課程	修士•博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士医・歯・薬・ 獣医学課程	
299 (万円)	340 (万円)	536 (万円)	718 (万円)	284 (万円)	299 (万円)	

[参考] 給与所得の控除額(配偶者のみ)※3

年間収入金額(控除前)	控除額		
400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+214万円		
(ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である。)			
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額×0.3+174万円		
781万円を超える場合	408万円		

- ※1 収入金額については、24ページ「Ⅲ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領」をご覧くだ さい。
- ※2 第一種奨学金については、収入基準額を超えていても採用される場合がありますので、学校に確認してください。
- ※3 配偶者の給与所得の控除については、奨学金申込画面(インターネット)に入力すると自動計算となりますので、 必ず控除前の年間収入金額を入力してください。

申込手順等

I. 申込手順

奨学金の申込みは、貸与を希望する学生が、①必要な書類を学校へ提出すること、および②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページにアクセスし、必要事項を入力すること、の両方が必要です。特に②の入力を「スカラネットによって申し込む」といいます。

申込書類の提出がない場合は、申込みを受け付けることができません。以下のことをよく読んで、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1 申込の流れ

第4部

申込みの手順は次のとおりですが、別途学校から指示があった場合はそれに従ってください。 以下《1》~《9》は、「 2 申込手順(20~22ページ)」の《1》~《9》に対応しています。

- ≪1≫ 奨学金申込関係書類の受け取り
- ≪2≫ 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の作成準備
- ≪3≫ 「収入に関する証明書類」等の取得準備
- ≪4≫ 「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」の記入
- ≪5≫ 申込書類(「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」、「収入に関する証明書類」等)を学校へ提出
- ≪6≫ 「識別番号 (ユーザ I D・パスワード)」の交付
- ≪7≫ スカラネット申込
- ≪8≫ スカラネット申込完了・「【用紙①】 スカラネット入力下書き用紙」の提出
- ≪9≫ 学校より追加の書類の提出指示 入学時特別増額貸与奨学金希望者で、必要書類の提出が必要な人

2 申込手順(1 ≪1≫~≪9≫の詳細)

≪1≫ 奨学金申込関係書類の受け取り

在学する学校から本冊子「奨学金を希望する皆さんへ(奨学金案内)」等申込みに必要な書類を受け取ります。学校への書類の提出期限を確認してください。

|≪2≫ 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の作成準備|

別紙「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」(以下「確認書兼同意書」という)の記載内容(個人信用情報の取扱いに関する同意条項を含む)をよく読み、内容を確認のうえ、本人及び親権者または未成年後見人(本人未成年の場合)が記入・自署・押印をして提出してください(「確認書兼同意書」の記入例を参照してください)。

- (注1)「確認書兼同意書」の本人住所は、現住所を記入してください。
- (注2) 同一筆跡、同一印鑑、スタンプ印は不可です。
- (注3)氏名は本名を記入してください。
- (注4) 本人が未成年の場合、必ず親権者(または未成年後見人)全員の自署・押印が必要です。
- (注5) 本人が未成年で、施設在籍者または里親による養育を受けているために、親権者の自署・押印が得られない場合は、 在学している学校に相談し、必要な書類について指示に従ってください。
- (注6) 個人信用情報機関については、16ページを参照してください。
- ≪3≫ 「収入に関する証明書類」等の取得準備

本冊子の「収入に関する証明書類」(23ページ)を参考に証明書類をととのえます。書類によっては時間のかかるものもありますので、速やかに準備を始めてください。

≪4≫ 「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」及び「【用紙②】収入計算書」の記入

証明書類等をもとに「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」、「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入します。 なお、スカラネットの画面において、次の内容を選択・入力することが必要になりますので、あらかじめ本冊子の説明 をよく読んで、決めておいてください。

★決めておく主な項目

- ①奨学金の貸与月額(5ページ参照)
- ②奨学金振込口座(6ページ参照)
- ③利率の算定方法(6~7ページ参照)
- ④保証制度(7~9ページ参照)
- ⑤返還方式(10ページ参照)
- ⑥奨学金の申込内容(下記「●奨学金申込情報」参照)

●奨学金申込情報

スカラネット C一奨学金申込情報の表示	解説
(1) 第一種奨学金のみ希望します。	第1希望:第一種 第一種奨学金が不採用となっても第二種奨学金は希望しない。
(2) 第一種奨学金を希望するが、不採用の	第1希望:第一種 第2希望:第二種
場合第二種奨学金を希望します。	第一種奨学金が不採用となった場合は、第二種奨学金を希望する。
(3) 第二種奨学金のみ希望します。	第1希望:第二種 第一種奨学金の基準に該当しない。または第一種奨学金を希望しない。
(4) 第一種奨学金及び第二種奨学金との併	第1希望:第一種と第二種(併用)
用貸与のみを希望します。	第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学金を希望しない(どちらか一方のみの貸与は希望しない)。
(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合 第一種奨学金のみ希望します。	第1希望:第一種と第二種(併用) 第2希望:第一種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第 一種奨学金を希望する(第二種奨学金のみの貸与は希望しない)。
(6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金不採 用の場合、第二種奨学金を希望します。	第1希望:第一種と第二種(併用) 第2希望:第一種 第3希望:第二種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第 一種奨学金を希望するが、不採用の場合は、第二種奨学金を希望する。
(7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金 のみ希望します。	第1希望:第一種と第二種(併用) 第2希望:第二種 第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与が受けられなければ、第 二種奨学金を希望する(第一種奨学金のみの貸与は希望しない)。
(8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、	貸与中の第二種奨学金から、第一種奨学金への変更を希望する。
第一種奨学金への変更を希望します。	※第二種の奨学生番号の入力が必須。
(9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、	貸与中の第一種奨学金から、第二種奨学金への変更を希望する。
第二種奨学金への変更を希望します。	※第一種の奨学生番号の入力が必須。
(10) 第一種奨学金の貸与を受けています	貸与中の第一種奨学金に加えて、第二種奨学金の貸与を希望する。
が、併用貸与への変更を希望します。	※第一種の奨学生番号を入力。
(11) 第二種奨学金の貸与を受けています	貸与中の第二種奨学金に加えて、第一種奨学金の貸与を希望する。
が、併用貸与への変更を希望します。	※第二種の奨学生番号を入力。

- (注1)併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金を両方同時に貸与を受けることです。
- (注2)(6)(7)を希望する人は、併用貸与が不採用になった場合を想定して第二種奨学金の月額を選択してください。採用後、貸与月額が 高過ぎた場合は減額手続きができます。
- (注3)(8)~(11)を希望し、不採用となった場合でも、それにより貸与中の奨学金が打ち切られることはありません。
- (注4) 緊急採用・応急採用を申し込む場合は、(1)(3)(4)(10)(11)の中から希望する1つを選んでください。

|≪5≫ 申込書類を学校へ提出|

定められた期限までに、以下①~⑤の書類を学校へ提出します。提出前に書類がととのっているかチェックしましょ う。

★提出書類

- 確認書兼同意書 (1)
- スカラネット入力下書き用紙
- 収入に関する証明書類※

- ④ 収入計算書
- ⑤ その他学校が指定する書類

提出された書類は返却しません。特に、後日原本が必要となるものは必ずコピーをとっておいてください。 ※証明書類はコピーでの提出可のものもあります。

※個人番号(マイナンバー)が記載された書類は、申込時点では提出しないでください。

≪6≫ 「識別番号 (ユーザ I D・パスワード)」の交付

学校が提出書類を審査のうえ、スカラネット入力(インターネット申込)用の「識別番号(ユーザ I D・パスワード)」を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

≪7≫ スカラネット申込

定められた期限までに、スカラネットによって申込みを行います。

スカラネットによる申込手順は、25~27ページを参照してください。

≪8≫ スカラネット申込完了・「【用紙①】 スカラネット入力下書き用紙」の提出

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記し、再度、「スカラネット入力下書き用紙」を学校へ提出してください。

≪9≫ 学校より追加の書類の提出指示(下記に該当する人)

入学時特別増額貸与奨学金希望者で、必要書類の提出が必要な人。(下記「 3 入学時特別増額貸与奨学金の貸与 を受けるための手続きの流れ」参照)

3 入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるための手続きの流れ

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫(以下「公庫」という)の「国の教育ローン」に申込みをしたけれども利用できなかった人を対象とする制度です。

国の教育ローンの申込みを行い、公庫が定める申込みの要件(下記「(注)公庫が定める要件」参照)を満たしたうえ、公庫の審査の結果、融資を断られた場合のみ、入学時特別増額貸与奨学金を利用することができます。

(注) 公庫が定める要件

- 1. 借入申込人世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること
- 2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと
- 3. 使途が教育資金であること
- 4. 保護者等による申込みであること

≪1≫ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるための要件

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の(1)または(2)のいずれかを満たす必要があります。

- (1) 奨学金申込時の家計基準における収入金額(19ページ(2) 家計基準)が120万円以下となる人 ⇒学校の推薦後、初回交付時に入学時特別増額貸与奨学金も併せて振り込まれます。
- (2)上記(1)以外の人で必要書類を提出した人 奨学金申込時の家計基準における収入金額が120万円を超える人は、学校へ下記≪2≫の必要書類を提出する必要があります。

≪2≫ 奨学金申込時の家計基準における収入金額が120万円を超える人の手続き

奨学金申込時の家計基準における収入金額が120万円を超える人は、学校が指定する期限までに、下表の必要書類(第一種奨学金はア〜ウ、第二種奨学金はア〜エが必要)を不備なくととのえて提出してください。提出後、入学時特別増額貸与奨学金が振り込まれます。なお、「国の教育ローン」の申込手続きの時期によっては、入学時特別増額貸与奨学金を初回振込時に振込みができない場合があります。

	必要書類	説明
ア	「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を 利用できなかったことについて(申告)」	学校から受け取って記入してください。
1	日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入 申込書(お客さま控え)」のコピー	
ウ	融資できない旨を記載した公庫発行の通知 文のコピー(圧着はがきの場合は、申込者 氏名が印字されている宛名面のコピーも併 せて提出してください。)	公庫が定める申込みの要件を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された方に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された方、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申し込みを取り下げた方、または公庫が定める申込みの要件を満たさない方は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。
I	「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額 増額願」	学校から受け取って記入してください。 人的保証制度を選択した人は、連帯保証人及び保証人の自署・押印(実印)と「印鑑登録証明書」の添付が必要となります。

- ※入学時特別増額貸与奨学金を利用するためだけの理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込んだ場合(公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合)は、公庫において申込みを受け付けてもらえませんので、ご注意ください。
- ※公庫から融資できると判断された方、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申し込みを取り下げた方、または公庫が定める申込みの要件を満たさない方は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。
- ※公庫が定める申込みの要件は、公庫にお問い合わせください(上記「(注)公庫が定める要件」も参考にしてください)。 ※日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できた方は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができません。

収入に関する証明書類 п.

本人及び配偶者(配偶者については定職収入がある場合のみ)の証明書類が必要です。

なお、生活費や授業料等の支払いに対し、収入金額が合理的な金額であるよう申告してください。収入の合計金額を「O」 万円とする等、学費や生活費に不十分な額とはしないでください。

(1) 収入の種類と「【用紙②】収入計算書」及びスカラネットに記入・入力すべき内容

		対象者		************************************		ショナがき1年八の川コ 今節	分辛 市西
		本人	配偶者	該当する主な収入		記入すべき1年分の収入金額	注意事項
定職				****	給与所得者の場	合、「平成28年分源泉徴収票」の支払金額	給与所得とは給与・賞与、専従者給 与等を指します。
	職	0	0	勤務条件が常勤で ある場合の収入	定申告書 (控)	ト(個人事業主等)は「平成28年分所得税の確」の「所得金額」、または「平成28年分市県民」の「所得金額」	
	アルバイト	0	-	定職以外の収入	複数の支払い元	がある場合は、収入の合計金額	宿直・ビルの管理人等の場合、「週 あたりの就労時間」には拘束時間で はなく実働時間をスカラネットに入 力してください。
	父母等からの給付額	0	-	本人の日常生活に おいて、父母等の 家計から支出され たもの	自宅通学者	食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給または本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額	日常生活費(食費・住居費・光熱費等) については、世帯全体の年間経費を 家族数で割ったものを本人への年間 給付額とみなしてください。
	給付額				自宅外通学者	金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額	父母等からの仕送りによる、授業料・ 住居費・光熱費の支出等を指します。
	奨学金	0	-	1年間に受けたす べての給付・貸与 奨学金	1年間の奨学金	の合計額 	現在申込中のものは除きます。
	その他の収入	0	-	上記いずれにも当 てはまらない収入 及び預貯金の取り 崩し額等	失業給付•児童	扶養手当等の受給額、預貯金取り崩しの合計額	預貯金の取り崩しについては、(注1) をご覧ください。

- (注1) 預貯金を取り崩して生活をしている場合は、「その他の収入」に取り崩した預貯金額を入力してください。
- (注2) 本人の日常生活を営む上でかかる費用が父母等の家計より支出されている場合は、その額を「父母等からの給付額」欄に入力してください。
- (注3)前年(平成28年)の収入金額に対して、本年(平成29年)の収入見込額に変動がある場合は、本年見込額も入力する必要があります。前 年と変動がない場合本年見込額の記入・入力は不要です。

(2) 収入に関する必要な証明書類(証明書類はコピー可です。提出された証明書類は返却できません。)

「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入し、該当する証明書類を添付のうえ、学校に提出してください。

平成28年(1月 ~	定職収入がある場合	源泉徴収票(給与所得者) 所得税の確定申告書(控)(給与所得者以外) *確定申告書(控)に受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書も必要 *確定申告を電子申告(e-Tax)により行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」または「即時通知」を添付				
12月)の証明書類	アルバイト収入の場合	アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書 等				
の提出が必要な場合	父母等からの給付額 給付の年額の証明(【用紙②】「収入計算書」裏面:父母等が記入、自署・押印)					
	奨学金を受けている場合	奨学生採用決定通知 奨学金受給額を証明する書類				
	その他	雇用保険受給資格者証、各種手当の通知書、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口 座名義人と直近3か月程度の記帳部分)のコピー等				
	I					
上記以外に平成29 年の証明書類も併せて提出が必要な 場合	収入に変動がある場合	給与明細・年収見込証明書(定職・アルバイト収入がある場合) 退職証明書 当該収入を証明できる書類(奨学金・その他の収入がある場合は、上記の平成28年の取扱いと 同様)				

(注)「収入計算書」について

- ・収入金額を推算する必要がある場合は、裏面の余白に計算式を記入してください。
- ・支出項目については、「日常生活費」「授業料(設備拡充費、実習費等は含まない授業料年額)」「通学費」「その他の費用」に分類し、それぞれ支 出した金額を自己申告により記入してください(証明書類不要)。
- 本年見込用について前年と変動が無い場合、収入見込額欄及び支出見込額欄の記入は不要です。

Ⅲ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」®ページ「I一あなたの所得情報」の記入について説明します。 「スカラネット入力下書き用紙」に収入状況(所得情報)を必ず記入のうえ、スカラネットに正しい情報を入力してください。

「スカラネット入力下書き用紙」

定職 アルバイト 父母等からの給付 奨学金(現在申込中のものは除く) その他の収入 配偶者の収入(定職収入のみ)

の6項目に ついて、 それぞれ算出 してください。

- アが前年収入
 - (平成28年1月~12月の年間収入金額)
 - 〈 本年見込※

(平成29年1月~12月の収入予想金額)

- ※前年の収入金額に対して、変動が見込まれる場合に限り、入力してください。また、この場合も、前年の収入金額は必ず入力してください。
- ※本年見込には、平成29年3月まで(平成29年度 秋季入学者は、入学月の前月まで)に終了した 奨学金・定職・アルバイトは含めないでください。

(注)金額は1万円未満を切り捨て

実際の入力イメージ(金額は1万円未満を切り捨てて入力してください。)

定職[勤務先 (注1)	職業	収入金額ア. 前年		税込:注3) 本年見込 万円	就労時間 本年見込 (注2)
アルバイト				万円	万円	週当たり時間
] 万円 	万円	時間
Ĺ						
した。 父母等からの給付額				万円	万円	時間
文母寺からの船が領 奨学金(現在申込中 <i>の</i>	ものは除く)			万円	万円	
その他の収入 (内容) (万円	万円	
				万円	万円	
〜〜〜〜〜〜 配偶者(定職収入のみ		~~~~	~~~~	~~~~	~~~~	~~~~
配属者(定職収入のの 給与所得の場合	F)			万円	万円	
給与所得以外の場合[万円	万円	
計			ア	万円 イ	万円	
			,▼ (ア) 必ず入力 する	変動	→ (イ) 年に対して が見込まれる おに限り入力	

- (注1) 勤務先が複数あり、所定の欄数で足りない場合は、最終欄に全ての勤務先を書き込んでください。収入金額について も合計額を記入してください。
- (注2) アルバイト収入がある人で、本年見込欄に収入金額を書き込んだ場合は、実働の就労時間(週当たり※)の記入が必要です。
 - ※短期アルバイトを複数行っている場合は、年間の実働就労時間を推計し、そこから週当たりの就労時間を算出して ください。
- (注3) 基本的に前年の収入で選考しますが、前年と本年見込欄の収入とで増減がある場合は、本年見込の収入で選考することになります。

Ⅳ. スカラネットによる申込み

学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください。送信 した申込内容は、原則として変更できません。

奨学金を申し込む際、下記の10項目を必ず確認する必要があります。

これらの項目は、スカラネット(インターネット)の最初の画面で表示される**重要事項**ですので、必ず確認したうえで申 し込みを進めてください。

確 認 事 頂

- ①日本学生支援機構の奨学金は貸与制(借りるもの)です。このため、奨学生本人(自分自身)に貸与を受けた奨学金 の

 返還義務があります。

 これまでに貸与を受けた

 奨学金の

 返還義務を果たしていない

 場合等は、

 新たに

 奨学金の

 貸与 を受けられないことがあります。
- ②借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 奨学金の貸与月額は、月々必要となる金額をよく考えて選ぶ 必要があります。
- ③奨学金を借りる際は「機関保証制度」か「人的保証制度」のいずれかを選ぶ必要があります。ただし、所得連動返還 方式を希望する場合は、「機関保証制度」を選ぶ必要があります。また、海外留学奨学金は、「機関保証制度」と「人 **的保証制度」の両方**を選ぶ必要があります。「機関保証制度」の場合は、一定の保証料を支払う必要があります。「人 的保証制度」の場合は、要件を満たす連帯保証人と保証人を選ぶことが必要です。
- ④日本学生支援機構の奨学金には、第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)があります。第二種奨学金(有 利子)を借りる際は、利率の算定方法として「利率固定方式」か「利率見直し方式」のいずれかを選ぶ必要があります。
- ⑤奨学生になった後は、毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「奨学金継続願」を提出する必要があります。「奨 学金継続願」を提出しないと奨学生としての身分が廃止されます。また、例えば、学業不振による留年や卒業延期の 恐れがある場合は、奨学生としての身分が廃止されたり、一定期間、奨学金の振込が停止されることがあります。
- ⑥奨学金の返還は、口座振替(リレー口座)により行います。貸与が終了した時(学校が定める期日までに)に口座振 替加入手続きを行う必要があります。
- ⑦返還は、貸与終了後7ヶ月目から始まります。
- ⊗住所が変わった場合は、必ず日本学生支援機構に届け出る必要があります。
- ②返還が困難となったときは、毎月の返還額を半分に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期 限を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。減額返還や返還期限猶予を利用するには、日 本学生支援機構へ願い出て、承認を受ける必要があります。
- ⑩所定の返還期限を過ぎると、延滞している割賦金の額について所定の延滞金が賦課されます。

スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、

- OS: Windows 系 ブラウザ:Internet Explorer を前提としています。
- 推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ(http://www.sas.jasso.go.jp/)のトップページを参照して ください。
- (注1) 携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末は、動作保証しておりません。
- (注2) MAC…OS やFirefox 等上記以外の環境下においても未確認のため、動作保証しておりません。

スカラネット入力に関する注意事項

- (1)スペース、半角のカタカナ、全角の英数字は認識されませんので、入力しないでください。また、申込画面は8つの画 面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- (2)識別番号(ユーザID・パスワード)は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
- (3) 入力文字については、26ページ「30文字入力」を参照してください。
- (4) その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

3 文字入力

- (1) 旧字体や複雑な文字入力は、次のとおりの取扱いとなります。
 - ①「﨑」、「高」、「吉」、「濵」、「桒」、「栁」などの文字は、表示される場合もありますが、システム上入力することができません。
 - ②該当する文字の新字体「崎」、「高」、「吉」、「浜」、「桑」、「柳」などで入力してください。
 - ③新字体が無い場合は、カタカナで入力してください。
 - ④カタカナの「ヲ」は、表示される場合もありますが、システム上入力することができません。「ヲ」と入力しても「オ」 と読みかえることになります。
- (2)機種依存文字は、入力が可能であっても、奨学生として採用後に機構から発行する帳票等に正しく表示されませんので、 使用しないでください。この場合、適宜類似の常用漢字等を使用してください。 〈使用できない文字の一例〉

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(11)	12	(13)	14)	15)	16	17)	18)	19	20
I	I	\blacksquare	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	i	ii	iii	iv	V	vi	Vİİ	Viii	ix	X
CC	cm	kg	K.K.	km	m²	mg	mm	No.	TEL	≅,,	+_	な ン	メー	グラ ム	トン	アール	ヘク タ ー ル	リットル	Z"
カロ	ドル	セント	パー セント	ミリバール	ページ	平成	鹏	炡	昭和	6	⅌	ケ	Œ	((株)	(代)	(有)	'	"
	"	"	Σ	L	∮	Δ				•						•	•		

- (3) 外国人氏名の入力は、次のとおりの取扱いとなります。
 - ①ファーストネームとミドルネームはまとめて入力してください。(例: 奨学 ジョン 太郎 ⇒ 奨学 ジョン太郎)
 - ②氏名が全てカタカナの場合は、漢字氏名欄・カナ氏名欄は全てカタカナで入力してください。これ以外の場合は、① (例) のように入力してください。
 - ③氏名(漢字)姓・名各5文字、氏名(カナ)姓・名各15文字まで入力できます。制限文字数を超える場合は、入力できる文字数まで入力してください(名前が途中で切れてもかまいません)。

4 スカラネット用ホームページへアクセス (接続)

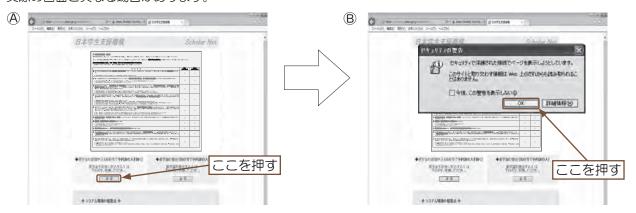
- (1) ホームページアドレス (URL) の入力
- ①次のアドレスを半角(小文字)で入力し、スカラネット用ホームページにアクセスすると画面 ②の確認事項および [送信] ボタンが表示されます。

http://www.sas.jasso.go.jp/

受付時間8:00~25:00 ※24:00~25:00は翌日の受付扱いとなります。

例:4月13日24:00~25:00(4月14日0:00~1:00)の申込受付完了は、4月14日受付となります。

(注) 実際の画面と異なる場合があります。



②画面®の確認事項を確認した後、「◆奨学金の新規申込(高校等で予約済の人を除く)」の(送信)ボタンを押してください。 ③画面®のように「セキュリティの警告」のメッセージが表示される場合がありますが、その際はOKボタンを押してください。次の画面に進みます。

(2) 識別番号の入力

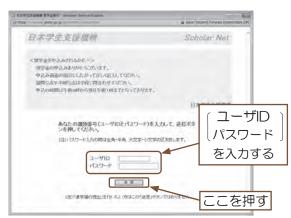
①識別番号は、「ユーザID」と「パスワード」からなっています。 申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。 「ユーザID」は8桁の数字です。

「パスワード」は入力すると*で表示されます。

※「パスワード」確認

「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。

- ②識別番号の入力が終わったら、画面下の送信 ボタンを押してください。
- ③次の画面に進みます。





これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を画面の指示に従って入力していきます。

奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、(送信)ボタンを押すと奨学金申込情報一覧画面に進みます。

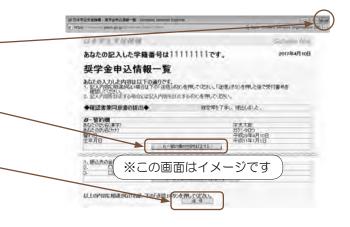
(3) 「奨学金申込情報一覧」(申込内容の確認・訂正)

各項目の訂正が可能です。確認(訂正)後に、この画面を 印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目がみつかった場合は、右上の強制 終了ボタン「×」で入力を中止し、確認後に再度はじめ から入力をやり直してください。

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンよ り訂正画面へ進み訂正してください。

全項目の確認を終え、「送信」ボタンを押すと、申込情報が 機構に送られます。



(4) あなたの受付番号

「受付番号」が表示されますので、「スカラネット入力下書き用紙」の表紙「受付番号記入欄」に、必ず転記しておいてく ださい。

以上で申込みは完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日及 び採用後に必要な手続きについては学校を通してお知らせします。なお、採用後の問合せ、各種手続きには採用後に通 知される奨学生番号が必要です。

こんな時どうするの

〈次の項目の入力に移る時は…〉

入力を終えるたびに[Enter]キーを押してその内容を確定し、「Tab≒)キーを押すか、またはマウスを利用して、次 の入力欄に進みます。

- (ラジオボタン)、
- □(チェックボタン)は、
- マウスでクリックしてください。

〈次の画面に進めない時は…〉

- ①入力に誤りまたはもれがある場合、(送信)ボタンを押しても次の画面に進めません。
- ②その際、エラー発生を示すメッセージと共にその訂正内容等が表示されます。
- ③指示に従い該当する項目を正しく入力し直してください。

〈入力の途中で間違いに気付いた時は…〉

- ①送信して次の画面に進んだ場合、途中で前の画面には戻れません。
- ②その際は、とりあえず残りの画面をすべて入力し「奨学金申込情報一覧」まで進み、訂正を要する画面に戻り 間違いを直してください(上記(3)参照)。
- ③訂正が終わったら画面下の(確定)ボタンをクリックして「奨学金申込情報一覧」の画面に戻ってください。

〈入力の途中で強制的に終了がかかった時は…〉

この場合、

- ・入力許容時間(8分割中1画面あたり30分)をオーバーしてしまったか、
- または機構がデータ更新処理を開始してしまったか、

のいずれかが考えられます。

画面内のメッセージに従って申込作業を終了してください。

第5部 奨学金の貸与開始~返還

I. 採用時の手続き

奨学金の申込み後、奨学金を受け取るまでの概要は次のとおりです。

1 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します(決定時期は学校に確認してください)。採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。学校または機構が責任をもって廃棄します。

2 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が学校から交付されます。

項番	奨学生採用に係る書類	備考
1	「奨学生証」	
2	「返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)」 (以下「返還誓約書」という)	
3	「奨学生のしおり」	
4	「保証依頼書(兼保証委託契約書)」	機関保証制度選択者のみ
5	個人番号収集に関する案内 ・個人番号の利用に係る同意書 ・返信用封筒等	返還方式として「所得連動返還方式」 を選択した人のみ

3 奨学金の交付

4月から7月のいずれかの月に本人名義の口座に初回の奨学金が振り込まれます。具体的な振込開始予定月は学校に確認してください。

- (注1)機関保証制度選択者のうち、初回振込時において奨学金の月額が数か月分まとめて振込まれる場合、奨学金の振込額に乗じて保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。
- (注2) 振込口座情報等、スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、初回振込が大幅に遅れることがあります。
- (注3) 初回振込み時は、貸与始期(4ページ参照)からの月額がまとめて振り込まれます。
- (注4) 第二種奨学金で貸与始期を8月または9月で希望した場合は、初回振込は8月または9月になります。

4 個人番号(マイナンバー)の提出について

返還方式として「所得連動返還方式」を選択した人に対しては、学校から「個人番号収集に関する案内」(「個人番号の利用に係る同意書」及び返信用封筒等が同封)が交付されます。提出先、提出方法、期限については学校の指示に従ってください。

- (注1) 提出先は学校ではありません(本機構の指定先に提出します)。
- (注2) 個人番号(マイナンバー)を提出しない場合は、「所得連動返還方式」の返還方式は適用されず、「定額返還方式」と して取り扱います。

5 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を学校の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、学校が定めた期限までに提出してください。特に人的保証を選択する人は、必ず選任する連帯保証人・保証人が必要書類を提出できることを確認してください。期限までに提出しない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います(振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります)。

(1)提出書類

	機関保証の方の提出書類	人的保証の方の提出書類
1	「返還誓約書」	「返還誓約書」
2	奨学生本人の「住民票」(返還誓約書に印字された日付(奨学金申込日)から3か月前以降に発行されたもの)※	奨学生本人の「住民票」(返還誓約書に印字された日付(奨学金申込日)から3か月前以降に発行されたもの)※
3	「保証依頼書・保証料支払依頼書」	連帯保証人・保証人の必要書類(29ページ(2)表参照)

※「住民票」は、個人番号(マイナンバー)記載のないものを提出してください。

(2) 連帯保証人・保証人の必要書類

〇:全員提出が必要。 A:選任した方によっては提出が必要な場合がある。 X:提出は不要。

	必要書類	連帯 保証人	保証人	備考
1	印鑑登録証明書(コピー不可)	0	0	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。「印鑑登録証明書」(※)は、返還誓約書に印字された日付(奨学金申込日)から3か月前以降に発行されたものを提出してください。
2	収入に関する証明書類(コピー可)	0	×	源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、年金振込通知書等
3	「返還保証書」(コピー不可) および資産等に関する証明書類(コピー可)	Δ	Δ	下記(3)の選任条件の「代替要件」に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書(控)、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

^{※「}印鑑登録証明書」は、個人番号(マイナンバー)記載のないものを提出してください。

(3) 代替要件について

連帯保証人については「4親等以内の親族」(9ページ(2)①-(1))、保証人については「4親等以内の親族」(9ページ(2) ②-(4)) または「65歳未満」(9ページ(2)②-(5)) の条件だけを満たさない場合、「貸与予定総額の返還を確実に保証で きる資力を有すると認められる方」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A~Cのいずれか1つ以上を満たす方であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」 及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その方の収入・所得や資産に関する証明書類により基 準を満たすことを確認してください。

	条件	証明書類
_	給与所得者:年間収入金額≥320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等
A	給与所得者以外:年間所得金額≥220万円	所得証明書、確定申告書の控え等
В	預貯金残高≧貸与予定総額	預貯金残高証明書
С	固定資産の評価額≧貸与予定総額	固定資産評価証明書

上記のA~Cを組み合わせて返還予定総額の保証を証明する場合は、以下のとおりとします。

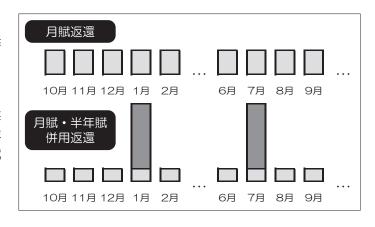
組合せ	条件
A+B	年間収入+(預貯金残高÷16年)≥320万円(*)
A+C	年間収入+(固定資産の評価額÷16年)≥320万円(*)
B+C	預貯金残高+固定資産の評価額≧貸与予定総額
A+B+C	年間収入+(預貯金残高+固定資産の評価額)÷16年≥320万円(*)

(*) 320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。

(4)「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨 学金については、採用後に提出する返還誓約書において、 返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

- ① 月賦返還:毎月定額での返還
- ② 月賦・半年賦併用返還:返還金の半分については毎 月定額で返還し(月賦分)、もう半分については半年 に1回(1月と7月) 定額返還する(半年賦分)、月賦 と半年賦とを併せた返還方法。



Ⅱ. 奨学金貸与中の手続き・注意事項

1 貸与中に変更できる項目・変更できない項目

(1) 奨学生採用後に変更できる項目

	項目	留意事項							
ア	奨学金の辞退	奨学金はいつでも辞退する(やめる)ことができます。							
1	奨学金振込口座	振込口座の情報に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。							
ウ	貸与月額	本冊子で説明している奨学金は貸与制であり、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、下記(2)のクは変更できません。							
エ	第二種奨学金の利率の算 定方法	ただし、下記(2)のケは変更できません。							
才	返還方式	第一種奨学金については、返還方式(「定額返還方式」または「所得連動返還方式」)を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。							
カ	連帯保証人・保証人・本 人以外の連絡先	選任条件を十分に確認してください(7~9ページ参照)。							
+	保証制度(人的保証から 機関保証への変更)	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学金に対する保証料を一括 で入金する必要があります。							

(2) 奨学生採用後に変更できない項目

	項目	留意事項
ク	入学時特別増額貸与奨学金の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
ケ	第一種奨学金+入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点で、 利率の算定方法が確定します。
	保証制度(機関保証から人的保証への変更)	機関保証から人的保証への変更はできません。

2 貸与を受けている間の注意事項

- (1) 奨学生に採用された後は、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。
- (2) 在学中は、学校の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。学校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、学校からの呼び出しには必ず応じてください。
- (3)「返還誓約書」に記載した内容に変更が生じた場合は、学校の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。
- (4) 貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、返還額等、記載された事項を確認してください。
- (5) 学校から渡された「奨学生のしおり」をよく読んで、必要な手続きについて理解するようにしてください。

3 適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、本機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回学校を通じて「貸与額通知書」を交付します。記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直してください。そのうえで、「奨学金継続願」をインターネットを通じて提出する必要があります。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠ったり、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。

4 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

- (1) 満期:貸与終期までの貸与が完了したとき。
- (2) 辞退: 奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
- (3) 退学:大学院を退学したとき。
- (4) 廃止:成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
- (5) 死亡: 奨学生本人が死亡したとき。

Ⅲ.貸与終了後の返還

口座振替加入手続き

貸与が終了する年度に、学校の指示に従い、金融機関の窓口で、奨学金返還時の振替用口座の加入手続きをしてください。 その際に「預・貯金者控」を金融機関から受け取り、そのコピーを学校に提出してください(奨学金を受けていた口座を振 替用口座として利用する場合でも、加入手続が必要です)。

返還額の決定と返還開始

返還額は、返還方式や割賦方法(定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」または「月賦・半年賦併用返還」)、第二種 奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月終了の場合、10月)。返還は、金融 機関の口座からの自動引落しによって行われます。引落し日は毎月27 日(この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)

なお、利率については6ページ、返還方式の種類と内容については10ページ、定額返還方式の割賦方法は29ページを参 照してください。

|返還中の届出

返還中は、あなたの住所や勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。 連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

繰上返還

奨学金はいつでも繰上返還ができます(全額繰上返還・一部繰上返還とも可能です)。

なお、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金について繰上返還をする場合、繰り上げた分については利息はかかりま せん。

▮救済制度

次の場合には、願い出によって返還期限の猶予等を認めることがあります。

(1)在学猶予

貸与終了後、学校に在学(進学)する場合は、届け出によって在学期間中の返還を猶予します。

(2) 減額返還制度・返還期限猶予制度の願い出

傷病、経済困難等によって、決められた金額での返還が出来ない場合には、必要書類を添えて減額返還(1回当たりの 返還額を半額にし、返還期間を2倍にする)または返還期限の猶予を願い出ることができます。これらの措置を希望す る場合は、まず、定められた事由に該当するかを確認し、これに該当するときは所定の手続きをとってください。願い 出が承認されない限り、通常の返還の扱いとなります。

なお、返還方式として「所得連動返還方式」を選択した場合は、減額返還制度を利用できませんのでご注意ください。

(3) 減額返還・返還期限猶予の適用

定額返還方式の月賦・半年賦併用返還で返還していても、減額返還が承認されると、月賦返還に変更になります。 また、1回の願い出で承認される減額返還期間・猶予期間は、それぞれ最長1年です。期間満了後も継続して減額返還・ 返還期限の猶予を希望する場合は、期間満了前に更新手続きが必要です。

経済困難を理由とする減額返還期間、猶予期間はそれぞれ通算で10年が上限です(平成29年4月現在)。なお、減額 返還、猶予の適用については、今後関係法令・規程の改正により変更となる可能性があります。

(4) 返還免除

死亡または心身の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。

奨学金の返還を延滞した場合

(1) 延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金(利息を除く。)の額に対し、年(365日あたり)5%の割合で返還 期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

(2) 督促•請求

機構または機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話にて返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯 保証人や保証人へも督促・請求します。

(3) 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後以降に延滞3か月以上となった場合、延滞となっていることを含む個人情報が個人信用情報 機関に登録する対象となります(詳しくは11ページ参照)。

(4) 延滞が長期にわたった場合

返還期日が到来していない分を含めた返還未済額、発生済利息(第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金のみ)及び 延滞金について全額一括での返還を請求します(期限の利益の喪失)。これに応じない場合は以下の措置をとることとな ります。(17ページ参照)

機関保証制度の場合

保証機関があなたに代わって支払い(代位弁済)、その後は保証機関から請求されることとなりま す(保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行 に至るまでの法的措置が執られます)。

人的保証制度の場合

民事訴訟法に基づく法的手続を執り、最終的に強制執行に至ります(法的手続きの手続費用も併 せて請求します)。

奨学金貸与額別の返還額等の試算について

機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面から試算ができます。ご利用ください。 http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/

下図は「簡易シミュレーション画面」です。第一種奨学金と第二種奨学金の貸与を同時に受ける「併用貸与」や、「月賦・ 半年賦併用返還」を希望する場合は、「詳細シミュレーション画面」で試算してください。

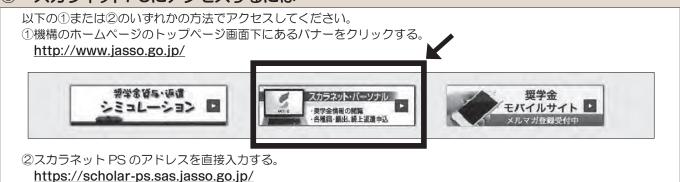


スカラネット・パーソナルについて

- スカラネット・パーソナル(以下「スカラネット PS」という)とは、機構の奨学金を貸与中の人や返還中の人が、現在の自分自身の貸与月額や返還総額等、奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧することができる機構の情報システムです。また、返還中の人は、スカラネットPSを利用して転居・改姓・勤務先(変更)等の届出、返還期限猶予願・減額返還願の願出用紙の作成・印刷を行うことができます。

- 「奨学金継続願」をスカラネットPS を通じて提出することとなりますので、採用となった場合には、必ず登録してください。
 ・具体的な登録方法等については、採用後の「奨学生のしおり」等でお知らせします。
 ・なお、以前に機構で奨学金の貸与を受けた方については、現在の返還明細等をスカラネットPS から確認することもできます。 今回採用となった場合、その貸与終了後から、以前の貸与分もあわせて同時に返還していくことになり、高額な月額を選択するほど、 還時に大きな負担となります。本当に将来返還できるか、現在の返還明細をもう一度確認し、申込みにあたっては慎重に判断してください。

スカラネットPSにアクセスするには



ホームページとモバイルサイトについて

- ★在学中は日本学生支援機構と奨学生の皆さんとの連絡は学校を通じて行われます。機構のホームページ においても、随時情報を提供しています。
- ★モバイルサイトからも手軽に奨学金情報をご覧になれます。毎月の奨学金振込日や、返還振替日 などの情報を掲載したモバイルメールマガジンも配信していますので、ぜひ登録してください。

日本学生支援機構(JASSO)ホームページアドレス http://www.jasso.go.jp/ 日本学生支援機構 (JASSO) モバイルサイトアドレス http://daigakujc.jp/jasso/

スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス

(http://www.sas.jasso.go.jp/) へ接続してください。